

千葉市と I P U ・ 環太平洋大学 国際経済経営学部との
連携協力に関する協定書

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から当該日の年度の末日までとし、期間満了の1か月前までに申出がないときは、同一の条件をもって1年間更新し、以後も同様とする。ただし、甲又は乙に特別の事情があるときは、この限りでない。

千葉市（以下「甲」という。）と学校法人創志学園 I P U ・ 環太平洋大学 国際経済経営学部（以下「乙」という。）は、相互の連携により、千葉市動物公園における「サイバネティクス（cybernetics）：動物と機械における制御と通信の統一理論」やその他乙の学術知見を活用することを目的として、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲乙が相互の連携により、「サイバネティクス」やその他乙の学術調査と知見をもって千葉市動物公園の諸課題に対応することで、保全・社会教育施設として、また博物館・集客施設としての質的発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力する。

- （1）アニマルウェルフェアの向上を目的とした「サイバネティクス」の具体化に関する事項
- （2）来園者に対する環境改善策や提供サービスに関する事項
- （3）施設づくりや経営に関する事項
- （4）学生ボランティアに関する事項
- （5）その他

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷 俊一

乙 岡山県岡山市東区瀬戸町観音寺721
学校法人創志学園 環太平洋大学
学長 大橋 節子

（連携事項の実施）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく活動の内容、実施日又は実施時期、実施場所及び必要事項については、甲乙間で別途協議する。

（連携事項担当部署）

第4条 本協定における、甲及び乙のそれぞれの業務担当部署は下記のとおりとする。

- 甲： 千葉市 都市局公園緑地部 動物公園
所在地 千葉市若葉区源町280番地
- 乙： I P U ・ 環太平洋大学 国際経済経営学部
所在地 千葉県市川市二俣625番地1

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方より知り得た秘密事項について、本協定の有効期間中又は有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。
ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、その限りではない。

（その他）

第7条 本協定に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定に定めのない事項について必要がある場合は、甲乙が協議の上、定める。

本協定締結の証として本書2通を作成し、捺印の上、それぞれ1通を保管する。

令和 7年12月25日